

# 【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 7 月 7 日 (月) 18 : 30~21 : 00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 6 回会議	場所	越谷市役所第 2 庁舎 3 階 会議室
件名 議題	○協議事項 (1) 情報共有について (2) コミュニティの役割について (3) その他		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有      無		
出席者	<b>出席委員</b> 田部井副部長、大熊委員、小川委員、越野委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、山口委員、渡邊委員、櫻井 (慶) 会長 (10 名) <b>欠席委員</b> 伊藤部長 (1 名) <b>事務局</b> 中山企画課副主幹、鈴木同主事 (2 名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 N P O センター (2 名) 傍聴者 0 名		
内 容	以下のとおり		
<p>●合意・決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報共有について討議を行い、語句を書き出した。</li><li>・コミュニティの役割について討議を行い、語句を書き出した。</li><li>・次回は住民投票について以下の 4 点①諮問型か拘束型か、②常設型か非常説型か、③投票資格をどうするか (年齢、国籍など)、④請求主体の問題、の討議を行うこととした。</li><li>・次回会議は 7 月 12 日 (土) 14 : 00~17 : 00、場所は市役所第 2 庁舎 3 階会議室</li></ul>			

## 討議(フリーディスカッション)での主な意見

### ○情報共有について

- ・行政運営に関わる情報は市民に公開すべきである。
- ・越谷市では情報公開条例が制定されており、自治基本条例には細かいところまで入れる必要がない。
- ・自治基本条例は理念的なものにとどめ、当事者としては市民・議会・執行機関で良いと考える。
- ・情報を提供する側の密度の問題である。市が情報提供する方法は、広報、インターネット、自治会の回覧などがあるが、必要とする人に行き渡らないこともある。
- ・的確に知らせることが必要で、伝達の方法を考えなければならない。
- ・どんなに情報を出しても、受け取る側がアンテナを張っていなければ、素通りしてしまうこともある。
- ・どういう情報があるのかも分からない市民も多いのは事実である。また、情報の内容がわかり難いということもあるのではないだろうか。情報は分かり易い表現で、優しい言葉で伝える必要がある。
- ・情報公開は重要なポイントになるので、まちづくりの課題解決のために情報共有が必要になる。
- ・情報は圧倒的に行政側が持っているものが多いので、市民がほしい情報は速やかに提供してほしい。
- ・公文書の公開は、市民から常に集めた情報をリアルタイムで公開していくことではないだろうか。
- ・市民向けの携帯メールサービスがあり、登録をすれば市から情報が配信される。便利ではあるが、市にとって都合の良い情報だけが流されてしまう危険性もある。また、折角あるサービスも共有されていないと機能しない。
- ・公平に情報が行き渡るという視点が欠けている。社会的弱者の方たちこそ生きるための情報がほしいのだが、情報を得る手段を知らない方が多い。
- ・発信する側としては自分達の活動を知らせる場を作りたい。また、受け取る側としては、自分が興味のあるテーマを選択しておいて、その情報が発信されたら受け取りたい。
- ・安心して暮らせるまちを考えた時、「情報を共有する」という文言だけではなく、情報の意味を分かり易く解説し、生きた情報を共有したいということ、越谷らしくきちんと盛り込めば良い。
- ・情報を受け取る側の格差をなくすことも盛り込んで良いと思う。

(各委員が意見を付箋に記入した。付箋の内容は別紙参照)

### ○コミュニティについて

- ・住民自治を目指すなら現在ある13地区という地区割りでは細かすぎる。
- ・困っている人がいたら活動をしている人に知らせるといような「社会の共助のしくみ」を作るのが良いのではないだろうか。お互いに助け合い、安心して暮らせるまちには必要である。
- ・地区によってはそのようなネットワークを作っている所もある。そこから民生委員に繋げている。
- ・独居老人の把握は民生委員でも100%はできないという実情がある。
- ・自治会の運営には苦勞している所が多いと聞く。市民の意識と参加がその運営を支える。

(各委員が意見を付箋に記入した。付箋の内容は別紙参照)

○住民投票について

- ・住民投票を盛り込む必要があるかどうかであるが、今までに住民投票が行われてきた所では原発、産廃、市町村合併などで実施した事例がある。越谷市ではどうなのか考えてほしい。
- ・将来合併の問題が起きてくるかも知れない。
- ・合併によって、それまで作り上げてきた福祉が後退してしまった事例もある。
- ・住民投票の悪い面は、少数者の意見が潰されてしまう場合があることではないだろうか。請求する主体によって決まってくることもある。間接民主主義を否定するのではないかという意見もある。
- ・自治基本条例は住民自治の拡大を意味するものであり、直接民主制の流れに沿うものである。住民投票の結果が住民の意識を向上させていく効果もある。市民が政治の主人公であるということを再確認するものであり、自治基本条例に住民投票を盛り込む必要がある。
- ・外国人の参政権、投票権などについては、決めた経過を明確にしておく必要がある。反対意見に対して、明確に答えられなければならない。

(次回も引き続き、住民投票について検討することとした)